

## 岡崎市入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）第4条第2項及び第19条の規定により、市が行う競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の資格及びその審査について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格審査の要件)

第2条 入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しない者
- (2) 愛知県税及び国税のうち、本市が指定するものが未納でない者
- (3) 岡崎市税に滞納がない者
- (4) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 建設業にあつては、資格審査を希望する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者
- (6) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
- (7) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者

(入札参加者の資格)

第3条 市が行う入札に参加することができる者は、前条の要件を満たしている者で、資格審査を受け、岡崎市入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）とする。

(資格審査の区分)

第4条 資格審査は、次に掲げる種別に区分して行う。

- (1) 建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務
- (3) 物品の製造・販売及び買受け並びに役務の提供等

(資格審査の受付)

第5条 資格審査は、2年に1回、定時受付を行い、定時受付から次の定時受付までの間は随時受付を行うものとする。

2 資格審査の受付の方法は、次の各号の方法によるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号の資格審査の受付は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により行うものとする。
- (2) 前条第3号の資格審査の受付は、あいち電子調達共同システム（物品等）により行うものとする。

(資格審査の申請)

第6条 資格審査申請者は、別に定める「建設工事」、「設計・測量・建設コンサルタント等」及び「物品の製造・販売及び買受け並びに役務の提供等」の岡崎市入札参加資格審査申請要領に従い、所定の期間内に申請を行い、審査に必要な添付書類を提出するものとする。

(資格審査の方法)

第7条 第2条の要件に該当することを調査し、入札参加者としての適格性について審査及び評価をする。なお、岡崎市税については市に納税義務があるものに限り、滞納がないことを調査する。

ただし、納税状況の確認が取れない場合に限り、市の「納税証明書（種類：完納証明書）」（写し可）又は「岡崎市に納税義務がないことの申出書」の提出を申請者に求めるものとする。

（有資格者の総合評定値の算定）

第8条 第4条第1号に掲げる建設工事の有資格者のうち、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者にあつては、資格審査を希望する業種ごとに、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値、工事成績評価点、高成績評価点、技術者数評価点、ISO認証取得点、入札参加停止経歴点及びチャレンジ加点から岡崎市総合評定値を算定するものとする。算定の方法に関し必要な事項は、岡崎市総合評定値算定基準でこれを定める。また、上記以外の者にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値により評価する。

2 第4条第2号に掲げる設計・測量・建設コンサルタント等業務の有資格者にあつては、審査を希望する業種ごとに年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数から岡崎市評定値を算定するものとする。算定の方法は、愛知県の定める入札参加資格審査要領の別紙1「設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について」に準じて行うものとする。

（資格認定）

第9条 市長は、入札参加者として適格であると認定したときは、第4条第1号及び第2号の申請を行った者については申請日の翌々月の1日に、第3号の申請を行った者については毎月15日までに審査が完了した申請について翌月の1日を基本とし、岡崎市入札参加資格者名簿に登載するものとする。なお、定時受付については、4月1日を基本とする。

2 前項に規定する岡崎市入札参加資格者名簿は、第5条第2項に定める方法により公表するものとする。

（資格の有効期間）

第10条 認定された入札参加資格の有効期間は、当該資格が認定された日から次期の定期の審査による入札参加資格の認定の日までとする。

（変更等の届出）

第11条 有資格者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに第5条第2項に定める方法によりその旨を届け出なければならない。

（資格の取消し）

第12条 市長は、有資格者が次のいずれかの場合に該当したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当したとき

(2) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合において当該許認可等の取消しを受けたとき

(3) 資格審査申請又は別送書類について、故意に虚偽の事項を記載したとき

(4) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき

(5) 破産手続開始の通知を受けた者及び市発注の契約案件により第三債務者である市に差押命令の通知が送付された者等、金銭的信用を著しく欠くと認められるとき

(6) 第11条の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないとき

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に対して書面をもってその旨を通知する。ただし、有資格者からの申出によるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項各号により資格を取り消したときは、岡崎市入札参加資格者名簿から当該者を削除する。

（資格の制限）

第13条 市長は、有資格者が次のいずれかの場合に該当したときは、当該区分に応じそれぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を制限するものとする。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合、当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更正手続開始の決定が行われる日まで
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

附 則

- 1 この要領は、平成18年3月8日から施行する。
- 2 岡崎市工事等の入札参加資格審査及び格付け要領（平成9年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。ただし、平成19年度に実施する競争入札に参加する者の資格及び審査については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。ただし、平成21年度に実施する競争入札に参加する者の資格及び審査については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。ただし、平成25年度に実施する競争入札に参加する者の資格及び審査については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。ただし、令和2年度に実施する競争入札に参加する者の資格及び審査については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。ただし、令和5年度に実施する競争入札に参加する者の資格及び審査については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。ただし、令和7年度に実施する競争入札に参加する者の資格及び審査については、従前の例による。